

# 資格情報のお知らせの配付にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、「マイナ保険証(※)」を基本とする仕組みに移行します。

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者様が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための「資格情報のお知らせ」と併せて、加入者情報(マイナンバーの下4桁)をお知らせして、加入者資格とマイナンバーが一致しているか確認を行います。

なお、資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)については、加入者様に確実に送付するため、事業主を経由した送付により実施します。

※ マイナ保険証・・・健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード

## 全体の流れイメージ

### STEP1 送付

協会けんぽから資格情報のお知らせを個人ごとの封筒に封入し、事業所に送付します。

送付対象者

全ての被保険者及び被扶養者

送付時期

1回目 令和6年9月9日～令和6年9月30日

2回目 令和7年1月22日～令和7年2月3日

(1回目のデータ抽出日から令和6年11月29日までに新規資格取得した対象者)

送付物

資格情報のお知らせ(裏面参照)、リーフレット

送付方法

封筒または箱に封入し、特定記録郵便にて事業所に送付

### STEP2 配付方法

事業所に資格情報のお知らせが届きましたら、「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を速やかに従業員様への配付をお願いします。



### 💡 配付のポイント!

(記号) 12345678 (番号) 1234567  
(被保険者氏名) 協会 太郎 様  
(対象者氏名) 協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、左記のように従業員様の氏名(被保険者氏名)と封入されている方の氏名(対象者氏名)を確認することができます。

**配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。**



# 送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567  
 (被保険者氏名) 協会 太郎 様  
 (対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号  
 00-00000000-00000000-00  
 〒123-4567  
 東京都〇〇区〇〇町1-2-3  
 全国健康保険協会 〇〇支部

## 資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。  
 なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	協会 太郎		
フリガナ	トウカイ タロウ		
生年月日	平成元年 10月 1日		
負担割合	3割 (令和6年〇月〇日時点)		
資格取得年月日	令和2年 1月 1日		
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。



— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\* \* 6825 ①

## 資格情報のお知らせ

左を切り取ってご利用いただくこともできます  
 (このお知らせのみでは受診できません)

②

記号	12345678	番号	1234567	枝番	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部				



# ① マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。  
 ※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

# ② 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。  
 点線で切り取って大切に保管ください。

## 給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

## 医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

# 《参考》マイナンバーカードと健康保険証の一体化後の受診方法

令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法については下記のとおりです。

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間終了を以て使用不可
②	原則 マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関で使用可能 ※岐阜県内医療機関の92.0%で使用可能	無 ただし、マイナンバーカードと電子証明書に有効期限あり
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際にはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(スマホのみでの受診は不可)	無
⑤	マイナポータル(PDF) + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のPDFのみでの受診は不可)	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)	無